

## EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

### 1) 件名

- ・ 米国 TSCA PFAS データ報告規則に関するウェビナー資料公開

### 2) 内容

EPA (米国環境保護庁) は、2024 年 1 月 25 日に開催した TSCA (有害物質規制法) の「第 8 条 情報の報告及び保存」の「(a) 報告 (7) PFAS データ」に基づき制定された連邦規則「40 CFR Part 705 特定のペル/ポリフルオロアルキル物質に関する報告要件及び記録保管要件 (PFAS データ報告規則) に関するウェビナーで使用したスライドおよび録画を 2024 年 2 月 16 日より Website に公開している。

主な構成は以下の通り。

#### 【背景】

権限 (Authority) / 規則策定 / TSCA に基づく化学物質 /

成形品および混合物中の TSCA に基づく化学物質

#### 【最終規則の概要】

PFAS の範囲 / 報告対象事業者 / データ要素 / 簡易報告書式 / 報告基準 / CBI 要件 / 州および部族との CBI の共有 / 電子報告 / 報告期間 / 記録保管要件 /

#### 【質問】

事前質問/問合せ先/情報源

### 3) SEAJ コメント

- ・ 米国、PFAS データ報告規則に関する法的解釈は、個社でご判断お願い致します。

### 4) 添付情報・資料

・ 40 CFR Part 705 : [Reporting and Recordkeeping Requirements for Certain Per- and Polyfluoroalkyl Substances](#)

・ 公開 Website : [Webinar on TSCA Section 8\(a\)\(7\) Reporting and Recordkeeping Requirements for Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances](#)

### 5) 関連情報

### 6) その他

- ・ なし